

(別記2)

総合評価点評価基準(地域密着型)

地域密着型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、地域密着型における加算点の最高点は24.25点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は25.0点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 24-41312-0027
- 2 工事名 道路橋りょう維持(維補)工事(防護柵)
- 3 工事箇所 二本松市大稲場地内外(国道459号外)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	道路防護柵工事	
※2	施工実績指定金額		
※3	企業の工事成績の評価対象期間 過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)	(注)同一発注種別の工事で、評価対象期間の中で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評価対象とする。(同種・類似工事ではなく、同一発注種別工事であることに注意すること。)	
		同一発注種別	一般土木工事
※4	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	二本松市	
※5		地域要件	管内
※6	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	二本松市
		中位点	二本松土木事務所管内
	消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	二本松土木事務所管内
		下位点	県北建設事務所管内(二本松土木事務所管内を除く)
	ボランティア活動への取り組み、※7~※10	二本松土木事務所管内	
※7	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結 若しくは 防疫対策業務実績 又は 防疫対策協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※7~※10から2項目を選択すること。 《建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事》 ※7~※10から2項目を選択すること。 ※10は維持補修業務のみ評価対象。	
※8	新卒・離職者の雇用実績	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※9	雇用の維持・確保		
※10	除雪、維持補修業務の履行実績		
※11	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者	-	
※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点 地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又は南会津町である場合は、所属する分団のある土木事務所の市町村を選択すること。			

● 共通事項

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去15年以内に同種・類似工事(※1)の施工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2.0点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去10年より前で15年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0点	／2.0
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間(※3)における直近(最新)の工事成績評定が75点以上である場合		
	・成績評定が85点以上	1.50点	
	・成績評定が80点以上85点未満	1.25点	
	・成績評定が75点以上80点未満	1.00点	
	上記以外	0点	／1.5
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事で発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事実施証明書がある場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
ふくしまME 資格保有 (一般土木工事、 舗装工事に限る。)	ふくしまME(メンテナンスエキスパート)の認定を受けた技術者が1名以上いる場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
小計点①			／4.0 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は4.25点

②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
小計点②			/1.0

(注1) 監理技術者には特例監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
若手・女性技術者の配置 (40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者)	「配置予定技術者」に若手・女性技術者を配置する場合	0.5点	/0.5
	「現場代理人」に若手・女性技術者を配置する場合	0.25点	
	上記以外	0点	
同一市町村内の工事实績	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※4)市町村内において、公共工事の工事实績がある場合(一般土木工事又は舗装工事の工事实績に限る)		/1.0
	・3件以上	1.0点	
	・2件	0.5点	
	上記以外	0点	
	(2)建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の場合 過去10年以内に(※4)市町村内において、公共工事の工事实績がある場合(同一発注種別の工事实績に限る)		
	・1件	1.0点	
上記以外	0点		

入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等（以下「本店等」という。）の所在地が、下記管内にある場合		
	・（※6 上位点）の市町村（注1,2）	本店 準本店 支店等	6.0 点 5.0 点 3.0 点
	・（※6 中位点）の管内（注1）	本店 準本店 支店等	3.0 点 2.5 点 1.5 点
	上記以外		0 点
			／6.0
ボランティア活動への取組み状況	（※6）管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合		1.25 点
	上記以外		0 点
			／1.25
消防団への継続加入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		
	・（※6 上位点）の管内		0.5 点
	・（※6 下位点）の管内		0.25 点
	上記以外		0 点
			／0.5

（注1）開札日時時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。（委任の有無は問わない。）

（注2）工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点（同一市町村内）で評価する。

（注3）上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※7) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定 締結	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	(1) 県管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害 応援協定締結がある場合	1.75点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.50点	
	・災害応援協定締結がある場合	1.00点	
	(2) 国、市町村管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害 応援協定締結がある場合	1.50点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.25点	
	・災害応援協定締結がある場合	0.75点	
	上記以外	0点	／1.75
若しくは			
家畜伝染病に係る 防疫対策業務実績 又は 防疫対策業務協定 締結	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	・過去3年以内の防疫業務実績かつ防疫対 策業務協定締結がある場合	1.75点	
	・過去3年以内に防疫業務実績がある場合	1.50点	
	・防疫対策業務協定締結がある場合	1.00点	
	上記以外	0点	／1.75
(※8) 新卒・離職者の雇 用実績	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以 上雇用（正規雇用）している		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇 用（正規雇用）している	1.25点	
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇 用（正規雇用）している	0.75 点	
	上記以外	0点	／1.25
(※9) 雇用の維持・確保	(※6) 管内に本店等がある企業が、下記に 該当する場合		
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が 1年前より増えている		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇 用（正規雇用）している企業又は被災、避難 企業と当該工事において下請契約を行う	1.25点	
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が 1年前と同じ	0.75点	
	上記以外	0点	／1.25

<p>(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績</p> <p>※一般土木工事及び舗装工事の場合、除雪と維持補修の両方評価対象。</p> <p>※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。</p>	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合			
	(1) 県管理施設の実績の場合			
	・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある			
	・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある	1.75点		
	・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある	1.25点		
	・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合	1.00点		
	(2) 国、市町村管理施設の実績の場合			
	・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある	1.50点		
・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある	1.00点			
・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合	0.75点			
上記以外	0点		／1.75	
小計点③			／12.25 注1	

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は12.75点

●地域要件毎の評価対象

<支店等>とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<準本店>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<委任なし支店等>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所（県内企業）。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び（※10）における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

（例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等）

②県民の安全・安心を確保する施設

（例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等）

③その他公共の用に供する施設（例：学校、公営住宅等）

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が 6.0 点(本店)、5.0 点(準本店)又は 3.0 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	同一市町村内 (注 3)
隣接 3 管内	
県内	

(注 1) 入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

(注 2) 評価する支店等は、開札日時点で建設業法の許可を受けてから 3 年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け 3 年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注 3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点 (同一市町村内) で評価する。

中位点

(加算点が 3.0 点(本店)、2.5 点(準本店)又は 1.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	土木事務所管内
隣接 3 管内	
県内	

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内 (注 2、4、5、6)		過去 3 年間 以上継続して 1 件以上
隣接 3 管内			
県内			

(注 4) 他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等を有する場合は、評価対象とします。

①同一土木事務所管内にある。

②準本店の要件を満たす。

(注 5) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

(注 6) 本店又は準本店に該当する入札参加者を評価対象とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点（加算点が0.5点となる場合）

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内 (注5)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		

下位点（加算点が0.25点となる場合）

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	建設事務所管内 (注7)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		

(注7) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結

若しくは

家畜伝染病に係る防疫対策業務実績又は防疫対策業務協定締結

災害時	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時 出勤実績 又は 災害応援 協定締結	配点(注9)		
地域要件			災害応援協定締結がある場合 (注8)	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)	1.0点 0.75点	1.5点 1.25点	1.75点 1.5点	
隣接3管内					
県内					

若しくは

家畜伝染病	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	防疫対策業務実績 又は 防疫対策協定締結	配点(注10)		
地域要件			防疫対策協定締結がある場合 (注8)	過去3年以内に防疫対策業務実績がある場合	過去3年以内の防疫対策業務実績かつ防疫対策協定締結がある場合
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)	1.0点	1.5点	1.75点	
隣接3管内					
県内					

(注8) 災害応援協定締結及び家畜伝染病に係る防疫対策業務協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注9) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

(注10) 家畜伝染病に係る防疫対策業務協定等は福島県との協定が評価対象。

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)		過去1年以内	0.75点	1.25点
隣接3管内					
県内					

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)	平成23年3月11日以降の雇用実績	1.25点	
隣接3管内				
県内				

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)		開札日における1年前との比較	0.75点	1.25点
隣接3管内					
県内					

(東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)	1.25点
隣接3管内		
県内		

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(注9)			
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	直前の5年度間連続して除雪業務または維持補修業務のいずれかの履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)		1.0点	1.25点	1.75点	1.75点
隣接3管内			0.75点	1.0点	—	1.5点
県内						

④品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点
合計点	小計①～④の合計
	／24.25 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は25.0点